

第3回多賀城市地域福祉計画等策定委員会会議記録

- 日 時 令和3年1月6日（水）午後2時から午後4時
- 場 所 多賀城市役所 3階 第1委員会室
- 出席者 増子正委員長、森明人副委員長、菅野昌彦委員、白濱宣子委員、釣舟晴一委員、中鉢義徳委員、阿部勝子委員、佐藤亨委員、
- 事務局 郷家部長、萱場次長、大河内参事、岡野参事、山路主幹、内海主幹、石山副主幹、芳野主査、猿田主事
- 次 第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事
 - (1) 多賀城市地域福祉計画（第4期）（案）について
 - (2) 多賀城市障害者福祉計画等（案）について
- 4 連絡事項
- 5 閉会

1 開会

事務局

皆様、お疲れ様でございます。新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく
お願いいたします。定刻となりましたので、ただ今から、第3回多賀城市地域福祉計画等
策定委員会を開催いたします。

策定委員会は、多賀城市地域福祉計画策定委員会設置要綱第5条に基づき、委員の過半
数の出席により成立するものとしています。本日は、10名の委員のうち8名出席してい
ただいておりますので、会議要件を満たしております。また、市のホームページにおいて開
催日時や議題、それから前回までの委員会の会議録を公開しております。また、本委員会
におきましては、会場に傍聴席を設けております。傍聴を希望する方がいる場合はこちら
の席で傍聴していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、委員会設置要綱第4条第2項に基づき、委員会の進
行を増子委員長をお願いいたします。

2 委員長挨拶

委員長

委員の皆様、改めまして明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願
いします。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は、地域福祉計画
等策定委員会の第3回目となります。本日の議題は、地域福祉計画（第4期）案、障害者
福祉計画等案の2案となります。スムーズな進行をしていきたいと存じますので、皆様
のご協力をお願いいたします。

3 議事

議事（1）多賀城市地域福祉計画（第4期）（案）について

委員長

それでは早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

前回委員会では、第4期地域福祉計画の素案、第3章の施策展開の体系図までの内容を
中心に説明を行い、皆様からたくさんのご意見を頂戴しました。皆様から頂いた意見に対
する事務局の考え方については、委員会の開催通知とともに送付しております。今日は、
皆様から頂いた意見をもとに、第4期地域福祉計画の修正案としてまとめた内容となりま
すので、委員の皆様のご忌憚のない意見を頂戴できればと思います。

それでは、次第の2、議事の（1）多賀城市地域福祉計画(第4期)案にはいります。事務局

から説明をお願いします。

*****事務局から説明*****

事務局

前回の委員会やアンケートにおいて、委員の皆様からたくさんのご意見を頂戴し、ありがとうございました。皆様のご意見やご質問については取りまとめを行い、先日、文書にて市の考え方を含めお知らせをさせていただきました。今回、委員会資料として送付した資料1が、皆様の意見をできる限り反映し修正した計画案となります。また、資料2は、前回の素案から修正した主なものをまとめております。

それでは、早速ではございますが、資料2に沿って、資料1を説明していきたいと思っております。

資料2「地域福祉計画(第4期)(案)の主な修正内容について」をご覧ください。1から4番までは、計画全体において修正した内容です。詳しい説明は省略いたします。

5番から8番までは、「第1章 計画策定にあたって」を修正した内容です。

5番ですが、全体的に記載内容についてポイントを絞ってまとめました。今回提示した資料1で言いますと、4ページから6ページの部分をまとめております。特に5ページについては、社会福祉法の2回の改正内容を分けて表現していましたが、「何が必要となったのか」に絞ってまとめて直しました。

続きまして、資料2、6番の、「多賀城らしい地域福祉の推進のイメージ図」(前回の資料では7ページ)につきましては、資料1の8ページをご覧ください。

この図については、9ページの地域福祉の事業展開に応じた地域イメージ図と統合することも含め検討しましたが、私たちがここで示したいことは、「自助、共助、公助の推進主体やその役割、各推進主体がどのように関わっていくことが必要なのか、を図で整理すること」と考え、図そのものは前回と同じとし、図の名称について「地域福祉の推進主体 相関図」に変更しました。

関連しますが、資料2、7番の「地域福祉の事業展開に応じた地域イメージ図」(前回の資料では8ページ)については、各福祉分野の事業を展開する際の地域の考え方や、地域住民等が主体的に課題解決に取り組む際の地域の考え方など、地域福祉の事業展開に応じた様々な地域の捉え方を整理した図として表しています。図の修正点ですが、図中に「自分・家族」を追加しました。また、「自治会町内会を単位とする地域」の中の「地域における支え合い活動」で、悩み相談を困りごと相談へ、地域の防災活動を地域の防犯・防災活動へ修正しました。

さらに、自治会町内会を単位とする地域、小学校区を単位とする地域、地域包括支援センターを単位とする地域については、地域の支え合い助け合いの推進を中心とするエリアであることを示すため、図中にその文言を追加しました。同様に、「市全域を対象とする地域」には、福祉サービスなど専門的支援が中心となるエリアであることを示すため、同じく文言を追加しています。

続きまして、資料 2、8 番ですが、SDGs に関する内容を追加しました。資料 1 は 14 ページです。SDGs は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」で、17 のゴール、169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓い、世界規模で取り組んでいます。今回、第六次総合計画でも、SDGs の目標を設定することとなり、地域福祉計画 (第 4 期) においても、特に関連がある目標を位置づけて、地域福祉を推進してまいります。資料 1 の 26 ページをご覧ください。これは施策展開の体系図ですが、ここで、基本理念、各基本目標の箇所に特に関連する SDGs の目標を位置付けています。地域福祉計画全体としては、基本理念にあるとおり、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の 7 つの目標を位置付けております。基本目標ごとの SDGs の目標については、記載のとおりですので、各自ご覧ください。

続いて、資料 2 にお戻りください。9 番、10 番は、「第 2 章 第 3 期多賀城市地域福祉計画の成果と今後の課題」を修正した内容です。9 番の、「1. 第 3 期多賀城市地域福祉計画の成果検証」は、全体的に箇条書きに修正しています。資料 1 では、16 ページから 20 ページまでをご覧ください。成果指標の表は、前回の素案では基準値、各年度の実績値、目標値を並列表記しておりましたが、結果がわかりづらいというご意見があったため、「第 3 期策定時 基準値」「第 3 期終了時 実績値」、「目標値」とし、「第 3 期終了時 実績値」欄には、目標値を「達成」できたのか「未達成」だったのかを追加しました。また、検証が不十分という意見もありましたので、基本目標ごとに、「検証」の事項を追加しております。それから、複数の成果指標を 1 つのグラフにまとめることも検討しましたが、指標値の動きが小さいことや指標値が重なって見づらいなど見える化の効果が少ないため、グラフは追加しないこととしました。

続きまして、資料 2 の 10 番ですが、「2. 地域福祉をめぐる今後の課題」について、箇条書きに改めポイントを絞った表現に修正しました。資料 1 は 21 ページ 22 ページになります。課題については、3 つに整理しました。前回の素案では課題 2 「地域住民等が主体的に地域生活課題を解決していくための体制の整備」としておりましたが、課題 1 「地域福祉へ興味関心を高め、地域活動やボランティア活動などへの参加を促す仕組み、取組の強化」と関連するため、1 つにまとめました。また、課題 1 は基本目標 1 へ、課題 2 は基本目標 2 へ、課題 3 は基本目標 3 へつながる内容となるよう整理しました。

課題 3 には、ご意見の中でも挙げられていた 8050 問題やダブルケアなど複雑化・複合的課題の事例を追加し、脚注で説明を加えて理解を深めることとしました。

続きまして、資料 2 の裏面をご覧ください。11 番から 14 番までは、第 3 章「第 4 期多賀城市地域福祉計画の体系」の修正内容となります。資料 1 は 24 ページからとなります。11 番ですが、「2. 基本目標」については、基本目標が施策につながるよう整理し、内容を絞って箇条書きにしました。

続いて、資料 2、12 番ですが、「3. 施策展開の体系図」を修正しました。資料 1 は、26 ペ

ージとなります。前回素案では簡単な表で表現していましたが、体系図に修正しました。また、前回の素案で、基本目標3の施策3「包括的な相談支援を推進します」としておりましたが、施策と事業とのレベルや社会福祉法の表現に合わせ、「包括的な支援を推進します」と変更しました。また、前回素案の基本目標2、施策1、事業2「権利擁護システムの充実」については、事業名称を「権利擁護の推進」に変更しました。これは、市民、地域、市の三者が協働して取り組む事業であることを意識して変更したものです。

ここで、体系図に関連して、本日配布した資料により、成年後見制度の取組み内容と、再犯防止の取組み内容について説明します。当日配布資料の1ページをお開きください。

成年後見制度は、認知症や知的障害などで物事を判断する能力が不十分な人について、その人の判断能力に応じて、援助者を選ぶことで法律的に本人を支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度に分かれます。図にありますとおり、判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度の中でも判断能力の程度によりさらに3つに分類され、それぞれ支援内容が表のとおり決まっています。成年後見制度利用促進計画は、利用促進の取り組みを段階的、計画的に推進していくための計画であり、今回は、地域福祉計画に包含することとしています。具体的な取組内容は3つです。まずは、1の権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築です。ネットワークの役割は、①から③までの内容となります。2ページをお開きください。ネットワークのイメージ図になります。弁護士会や司法書士会といった専門的支援を行う団体や、家庭裁判所、地域包括支援センターなど、様々な団体やボランティアによって構成する方向で進めてまいります。2つ目の取組は、権利擁護支援における中核機関の設置です。中核機関は①から④に記載の4つの機能を果たしていくこととなります。3つ目の取組は、成年後見制度の利用促進と広報体制の整備です。中核機関と地域連携ネットワークの事務局を市が担い、成年後見制度利用促進の取り組みを一体的に推進していきます。以上の取組を地域福祉計画に包含しています。資料1の26ページの体系図では、☆が付されている事業が該当しています。

次に、当日配布資料3ページをご覧ください。再犯防止推進の取組内容について説明します。地域における再犯防止を取り巻く状況は、計画の参考資料にもありますが、再犯率が約半数を占める結果となっています。再犯防止推進計画は、国、県とも策定しており、市としては、地域福祉計画に包含するかたちで策定することとしています。具体的な取組内容は、4つです。1番の各種保健・医療サービスの利用促進ですが、出所者等を必要に応じて適切なサービスへつなげるため、保護司などと協力して取り組みます。4ページをお開きください。2、関係団体等との連携ですが、出所者等が地域で孤立することがないように、保護司や各種団体等、宮城県と連携を図り、犯罪や非行をした人に対する支援を推進してまいります。3つ目として、更生保護関係団体に対する支援です。市では、保護司や更生保護女性会の会員などが地域で更生保護の取組を行っています。こうした取組を支援し、犯罪や非行をした人に対する支援が円滑に行われる環境を整備していきます。

4つ目として、周知啓発、啓発活動の強化です。社会を明るくする運動の実施や、地域住民に対する地区懇談会の開催支援や街頭啓発活動を行ってまいります。こうした取組を、

地域福祉計画に包含しています。資料1の26ページ体系図で、★が付されている事業が該当します。体系図に関する説明は以上です。

続きまして、資料2にお戻りください。13番ですが、「4. 具体的な施策内容」という見出しを追加しました。資料1は27ページからになります。全体を通して、個別具体的すぎる事業や表現については修正しております。前回素案では、第3章の最後に設けていた「4. 成果指標の設定」の中で成果指標を示しましたが、見づらいという意見が多かったため、成果指標を基本目標の「現状と課題」の次に位置付けました。また、目標値の記載内容が矢印表記となっているのは、具体的な数値とする根拠が弱く性質上なじまないため、成果指標の向きで表現することとしたものです。

また、前回の素案では、事業ごとに「市民の取組」「地域の取組」「市の取組」と記載しておりましたが、「市民の取組」は「市民一人ひとりが取り組んでいきたいこと」へ、「地域の取組」は「地域全体で取り組んでいきたいこと」へ、修正しました。さらに、市民と地域の取組については事業単位ではなく施策単位で記載することとし、「市の主な取組」は事業単位で記載しています。また「市の主な取組」は、前回素案では全て並列で表記しておりましたが、中見出しを追加し、わかりやすく伝えるように修正しました。

続きまして、資料2にお戻りください。14番・15番は記載のとおりですが、15番は、14番で成果指標の設定を削除したため、第4章に「4. 地域福祉計画の検証」を追加したものです。以上が、地域福祉計画の主な修正内容となります。

続きまして、前回説明できなかった部分、資料1の27ページからの、「具体的な施策内容」について説明させていただきます。資料1の27ページをお開きください。

まず、基本目標1、助け合い支え合えるまちをつくります について、目指す姿は「市民一人ひとりが地域社会の一員としての意識をもち、困ったときには地域で助け合い、支え合い、見守り合うことができます。」です。現状と課題については、資料の21、22ページで整理した課題を、再度、基本目標に位置付けし直し、アンケートやヒアリング結果などの詳細情報を追加しています。成果指標は、「助け合い支え合えるまちになっていると思う市民割合」で、地域福祉アンケートにより5年毎に取得する指標です。基準値は昨年度実施したアンケート結果から、38.2%としています。目標値については、上向きの矢印とし、基準値を上回ることを目標としています。以下、基本目標1の取組内容に合わせて、第六次総合計画の成果指標を6つ設定しています。いずれも目標値は上向きの矢印とし、基準値を上回ることを目標としています。

続いて28ページは、基本目標1に関連する市民アンケート結果の一部内容や、地域ヒアリング内容を参考として掲載しています。29ページ・30ページは、基本目標1の施策1「支え合いの心を育みます」の取組内容で、30ページにあるとおり、支え合い意識の醸成と地域福祉教育の推進の2つの事業を行っていくものです。また、31ページには、地域の取組事例として「史都多賀城万葉まつり」と「社会を明るくする運動の地区懇談会」の様子を紹介しています。

続きまして、32ページをお開きください。施策2「地域の助け合い支え合いで生活課題

に取り組めます」で、地域の支え合い活動を活発化させ、持続させていくために必要となる、地域住民等の参加促進、地域における支え合いの基盤づくり、緊急時や災害時における支え合い活動の促進、の3つの事業を実施していくこととしています。34ページには、地域の取組事例として、「まなびのひろば・おおしろ子ども食堂」の取組を紹介しています。

続きまして、35ページをお開きください。施策3、「地域を担う人づくりを進めます」ですが、36ページにあるとおり、地域を支える担い手やリーダーの発掘と育成、地域を支えるボランティアの育成・支援の2事業に取り組んでまいります。特に事業1においては、市の主な取組として、民生委員・児童委員の活動支援を位置づけ、民生委員・児童委員の皆様が円滑な活動を行うことができるよう、民生委員の活動強化週間(5/12～5/18)を目途として、活動内容や取組の成果を紹介するなど広報活動の強化や、関係機関の連携体制の整備に取り組んでいきたいと考えています。

また、事業2の中の「地域におけるボランティア活動を増やす取組」については、研修や講座などを受けたボランティアが、地域で積極的に福祉活動に取り組んでいくことができるような仕組みの創出に取り組み、好循環を生み出していきたいと考えております。37ページには、地域の取組事例として、食改さんの取組や多賀モリ会の取組を紹介しています。

続きまして、38ページをお開きください。基本目標2、多様性を認め、生き生きと暮らすまちをつくります で、目指す姿は、「市民一人ひとりが、多様性を認め、ともに生き生きとした生活ができています。」です。成果指標は、「多様性を認め、生き生きと暮らすまちになっていると思う市民割合」が地域福祉計画アンケートで取得する指標値で、基準値は38.1%、目標値については、上向きの矢印とし、基準値を上回ることを目指すものとしています。その他、第六次総合計画において設定している成果指標を5つ設定しています。いずれも目標値を上向きの矢印としており、基準値を上回ることを目標としています。基本目標2は、第3期地域福祉計画では「お互いの立場を認め合うまちになっていると思う市民割合」のみで成果を検証していましたが、第4期では、「学習成果を活かしている市民割合」や「生きがいを持っている高齢者の割合」を成果指標に追加することで、多様性を認めながら、「いきいきと暮らす」ひとたちを増やしていく取組を持続させ、地域の中でよい循環を促進させていきたいと考えています。

40ページをご覧ください。施策1は、どんな人でも包摂される地域をつくります、で、41ページ42ページのとおり人権尊重の意識を醸成、権利擁護の推進、やさしい地域環境の推進の3事業を実施していきます。事業2権利擁護の推進の中の「連携体制の強化」では、成年後見制度の利用を促進するため、地域連携ネットワークの構築と制度周知の広報活動や相談体制の整備に取り組んでまいります。42ページの事業3 優しい地域環境の推進は、第3期計画の基本目標4の「安心して安全快適に暮らせるまちをつくります」を、今回の基本目標2に位置付けし直した事業で、誰もが安心して生活し、生きづらさを抱えて地域社会から排除されることのないよう、みんなにやさしいまちづくりを推進していきます。

続きまして、資料の43ページ、施策2ですが、「いきいきとした生活づくりを推進します」です。生涯学習等で培った技術や知識を、地域のサロン活動などで活かしていくとい

った好循環を生み出し、健康増進や介護予防、ひきこもりの解消といった効果もあげていきたいと考えています。そのような取組をまとめたのが、44 ページの事業 2 つで、生涯学習やスポーツレクリエーションを通じた生きがいづくりや、生きがいの実践・活躍の場づくりに取り組んで参ります。

続きまして、45 ページは、基本目標 3、「地域社会を支えるネットワークや仕組みがあるまちをつくります」で、目指す姿は、「市民一人ひとりが、地域社会の一員として自立した生活を営めるよう地域で活動する各団体とネットワークを組み、ともに支え合い、地域の身近な問題を解決できています」です。成果指標は、「支え合いのネットワークや仕組みがあるまちになっていると思う市民割合」が地域福祉計画アンケートで取得する指標値で、基準値は 38.7%、目標値については、上向きの矢印とし、基準値を上回ることを目指すものとしています。その他、第六次総合計画において設定している成果指標を 3 つ設定しています。いずれも目標値を上向きの矢印としており、基準値を上回ることを目標としています。46 ページには、市民アンケート結果や地域ヒアリングから関連する内容を参考に掲載しています。47 ページ、48 ページは施策 1「地域福祉推進のつながりづくり」で、地域の課題を解決していくために、地域の様々な団体が縦横につながって、住民や関係機関が連携していく必要があることから、48 ページにあるとおり、地域福祉推進体制の強化、地域の活動や団体間の交流の促進の 2 事業を実施していきます。事業 1 の地域福祉推進のネットワークの構築については、地域が主体的に課題を解決していくため、様々な地域課題に対応できるネットワークの構築を支援していきます。また、介護が必要な人や障害のある人など、その人が安心して地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。49 ページには、地域の取組事例として、「地域支え合い講座「お宝事例発表会」」の紹介をしております。

続きまして、50 ページをお開きください。施策 2、「市民一人ひとりが自立して生活できるまちづくり」です。自立して生活を支えるには、市の公的サービスとともに、地域全体が自立を支える取組みに協力していくことが必要です。51 ページの、事業 1「自立を支える生活・就労支援」では、自立に向けた生活支援の推進として、自立相談支援窓口で様々な相談を受けとめ、必要な支援機関と連携を図りながら伴走型・継続的支援を行います。また、相談者の特性に合わせ、様々な就労支援を実施します。52 ページをご覧ください。事業 2、保健・医療・福祉サービスの充実です。第 4 期計画では、地域における福祉サービスの質を向上させる取組を強化していきます。市の主な取組の中の福祉サービス事業者等への支援では、各分野における基幹相談支援センター、地域包括支援センター、基幹保育所などを通じて指導や助言を行い、事業者の相談支援等の質の向上を図るとともに、研修会や実地指導等を通じて、福祉人材の養成を支援していきます。

続きまして、53 ページをお開きください。施策 3「包括的な支援を推進します」です。ここでは、市民が必要なときに自分にあった福祉サービスにつなげることができるよう、総合的に対応できる相談体制や複雑化・複合化した課題に対応できる体制の整備を行っていくため、3 つの事業を実施していきます。

資料 54 ページには、事業 1「サービスの情報提供や利用支援」、事業 2「身近な地域での総合的な相談体制の充実」がありますが、事業 1 の利用支援の充実において「各種手続きのオンライン化など申請手続きの簡素化を推進します」を新規追加しています。また、事業 2 でも、「複雑な課題を抱えた人に対応するため、アウトリーチ型相談機能の拡充を図ります」を追加しています。さらに、「総合相談に対応する人材の育成支援」では、総合相談に適切に対応していくため市職員の育成支援を強化していきます。資料 55 ページをご覧ください。事業 3「課題解決の連携体制と仕組みづくり」は新規で追加した事業で、今般の社会福祉法の改正により自治体の努力義務とされた「包括的な支援体制の整備」を進めてまいります。包括的な支援体制の整備については、令和 3 年度から、組織改編も併せ、多賀城市に適した在り方について検討してまいります。また、施策 1 において地域福祉推進のネットワークや地域資源のつながりづくりを推進し、こうしたつながりを課題解決に活かしていけるよう、多機関協働の仕組みを構築していきます。以上が、第 3 章の「4. 具体的な施策内容」となります。

続きまして、資料 57 ページをお開きください。第 4 章 地域福祉計画の推進 です。58 ページには、市民、地域、市による計画の推進、多賀城市社会福祉協議会との連携、また地域福祉計画の推進体制を記載しています。こちらについては、第 3 期計画と概ね同様です。59 ページをご覧ください。「4. 地域福祉計画の検証」です。第 4 期地域福祉計画では、成果指標を基本目標ごとに設定しています。それぞれ、成果指標の確認方法、基準値について、目標値についての説明を記載しております。61 ページ以降は参考資料となりますので、説明は割愛いたします。

以上で、地域福祉計画についての説明を終わります。

委員長

ただいま、事務局から説明がありました。

本日は特に修正案の 27 ページ以降について委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。前回まで 1 ページから 26 ページについては皆様からご意見いただいて、また議論を行いまして事務局の方から修正をしていただいたところですので、念のためご確認を頂いて、もし何かございましたらご意見頂戴できればと思います。

委員

修正していただいた中身を見ましたけれども、もうほとんど完璧で、すごいなと思いました。やはり職員の能力の高さは凄いなと改めて思いました。市長が深谷市長に代わり、政策で障害をもつ人や高齢者の方々について触れていましたが、そのほかにも色々あるとは思いますが、その点については、計画内には入っていないのですが、入れないのでしょうか。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

今回、社会福祉法の改正によって、高齢者や子どもといった分野がありますが、各分野の共通事項を地域福祉計画に盛り込むというような形となりまして、各分野の個別の取組については各分野の個別計画の中で策定しているところがございます。よって、今回は、計画の中では具体的には位置付けをせず、共通する事項についてまとめたというような形になっております。計画内の関係図記載のとおり、多賀城市地域福祉計画が各個別計画の上にありますよというのはそういったところを表現しているものであります。個別計画との重複を避けるような形となっております。

委員長

その他にご意見ございますか。

委員

しょうがない部分なのかなとは思いますが、19 ページ記載の多賀城版ネウボラについてですが、このネウボラという言葉ですが、こちらは、フィンランドで始まった、妊娠期から子どもの就学前までの母子及び家族を支援すること及びその支援体制を謳っているのですが、ネウボラという言葉にも注釈をつけるべきだと思います。だいぶ普及はしているとは思いますが、まだ完全には普及しているわけではないと思いましたので必要だと思いました。

委員長

事務局、中身についてご検討ください。その他いかがでしょうか。特に27 ページからの内容の説明が今日の内容の中心になりますので、修正案の27 ページ以降について、特に、委員の皆様からご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

委員

民生委員・児童委員の表記が「民生委員・児童委員」であったり、「民生委員児童委員」であったりするので適切な表現の方に統一したほうが良いと思います。また、37 ページ地域の取組事例内の多賀モリ会についてですが、カッコ書きで通称多賀モリ会と表記されておりますが、不要かと思えます。文中に「がついておりますが、終わりの」がありませんでしたので修正してください。受賞歴に関して、平成26年と昨年度も受賞歴がありましたので追加していただきたいと思えます。

委員長

事務局よろしいでしょうか。

事務局

文中の「」については、修正させていただきます。また、表彰歴に関しては再度確認し、追加させていただきます。ありがとうございます。

委員長

その他、意見等ありますでしょうか。

委員

修正したほうが良いというわけではないのですが、個人的な感想としてお伝えさせていただきます。28 ページについてです。基本目標の表記内容として、目指す姿、現状と課題、成果指標、市民アンケート結果からの順で表記されておりますが、基本目標 1 では市民アンケート結果は現状と課題の裏付け資料となっており、38 ページの基本目標 2 では、市民アンケート結果は成果指標の裏付け資料となっているため、市民アンケート結果の捉え方に混乱が生じてしまうのではないのでしょうか。市民アンケート結果はあっても良いとは思いますが、混乱を避けるのであれば、市民アンケート結果を削除したほうが良いのではないかなとも思います。

委員長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局

内容を部分的に見ていきますと流れの整合性が取りづらいなと感じるところであると感じました。市民アンケート結果については、この計画を見ていただく上で提示する必要があるなど判断し、記載している資料であることから、構成については、改めて見直しをさせて頂き、うまく関連性を持たせ、順序立ててお示しできるように再度検討させていただきます。ありがとうございました。

委員

本質的なところについて述べさせていただきますと、大きく 2 点ほどあります。まず、成年後見制度についてです。計画に基づく取組内容ということで本日配られた資料が示され、私は安心をいたしました。成年後見制度に関しましては、41 ページのところ権利擁護の推進ということで成年後見制度について触れられております。6 ページの法律の制定に伴って成年後見制度も第 14 条に定められており、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての

基本的な計画を定めるよう努めるもの云々とあります。しかし、この41ページを見た限りにおいては、成年後見制度に関して、この法律に基づき、多賀城市は積極的に今後5年間やろうとしているのか、してないのかが見えませんでした。しかし、先ほど、当日資料を読んだところ、多賀城市においてもアクションを起こすのだな。よかったよかったと思いましたが、だとするならば、計画内の記載内容も少し変わってくるのではないのかなと思います。当日資料を見ると、一步も二歩も踏み込んで、中核機関の設置まで考えておられるようなので、計画内にもその旨記載された方がよろしいのではと思いました。多賀城市は成年後見制度について積極的に推進していくメッセージになるのではないかと感じました。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

中核機関を設けるといったような具体的な内容については、今回の法整備に伴って、進めていくということについては間違いないところです。我々もそういった考えのもと、実際に具体的な事務も進めているところです。計画内に何をどこまで記載していくのかということ、そして、今回の計画が理念計画であるという前提とすると、どの範囲まで記載するのが正しいのか若干迷っている所であったりしております。この部分については、申し訳ありませんが、この場で即答は難しい部分だと思しますので、一旦持ち帰り検討させていただきたいと思います。

委員

55ページ、事業3 課題解決の連携体制と仕組みづくりについてです。今回の計画において、この部分が一番の肝だと思っています。横の連携作りについてですが、5ページに記載があります、社会福祉法の第106条の3のところ、重層的支援体制整備事業なるものを国で打ち出していますが、多賀城市はこれに呼応して、積極的に進めていくのかどうなのかというのが、計画内の文言だけだと分かりづらいですが、計画内に記載されている内容はどうも重層的支援体制整備の一環を記載されているのだと推測できます。社会福祉法記載の国で打ち出した重層的支援体制整備事業と呼応して、多賀城市は今後5年間積極的に推進していくというのが、この記載だと読み取れないです。中身は重層的支援体制ですとおっしゃるのでしょうけれども、わざわざ5ページに社会福祉法の改正内容について計画内にてアナウンスしているのであれば、もっとはっきりした表現で記載するべきではないかなと思いますがいかがでしょうか。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

委員おっしゃっていただいたとおり、取組の内容としては、似たような内容のものとして、計画内に取り上げているつもりです。ただ、法律の方で予定しているところの重層的支援体制整備事業ということでは、財源も絡んでの事業という組み立てとなっております。これは、体制の整備に努める際に活用できる事業という認識でいるところです。過去に何回かご説明をさせていただいたところですが、多賀城市としては、支援体制というものは様々なネットワークで行なっているものでありますし、既存のものを活用しながら、この包括的な支援体制というものを作ってきているという格好であります。そういったものを活用し、プラスで付け加えながら、同様の効果が得られる取組にも出来るのであろうとも思っております。そういったことができるかどうか、あるいは、国で示している重層的支援体制整備事業を積極的に活用し、同じような状況にもっていくのかということについては、今後検討する必要があるかなと思いましたが、ただ、目指すところとしては、支援体制の構築の部分では同じ事を考えておりますけれども、それを国の事業、制度を活用するかどうかまでは明確に記載せず、今後も検討する必要があると考えております。

委員

だとするならば、検討していきますといった形やもしくは、重層的支援整備体制整備事業まではいかずとも多賀城市としては同様の事業を推進していきますといった文言にしたほうが良いとは思いました。

また、施策3のところが非常に重要となってくると思っておりますが、例えば54ページの事業2身近な地域における相談体制の充実において、市の主な取組の記載で、民生委員・児童委員や障害者相談員などと表記がありますが、などとなっているものの、限定的な印象を受けました。実際、様々な情報が集まる場所は包括支援センターであると思えます。そして、包括支援センターと民生委員・児童委員たちが繋がっていると良いという話なので、その辺りを意識した書き方であった方が良いのかなと思いました。

さらに、意見というよりはお願いに近いのですが、58ページに、2.多賀城市社会福祉協議会との連携による計画の推進と謳われており、包括的な支援を推進する部分に関して、社会福祉協議会の方でもコミュニティソーシャルワーカーの事業展開を社協の地域福祉活動計画の中で力を入れて推進していこうと思っているのですが、市との連携や意識の共有ということにもつながりますので、そういった部分に関して、是非市の計画内にも表記していただきたいと思っております。また、総合計画やその他諸々の計画の相關図内に社協の地域福祉活動計画を図の中で記載するよう配慮していただけると良いなと思いました。福祉関連事業というものは、行政だけで完結できるものではないという全体像が計画内で謳われるほうが良いのかなと思います。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

まず、事業内容として、もう少しだけ具体的にかつ明確に記載したほうが良いという話だったと思いますが、55 ページの市の主な取組というところで、市の考え方というものは十分示しているのではないかという気持ちでございました。実際計画内に記載のある包括的な支援体制の整備や、他機関協働の仕組みづくりというのは、国で示している重層的支援体制整備事業に通ずる内容だと思っておりますので、このようなまとめ方をさせていただきました。具体的に〇〇事業というような形にしなかったのは、前回委員会時にも話題に出た部分でありましたが、この計画が理念計画であるということ踏まえておりましたので、イメージを固定しすぎるような事業名といったものを極力避けた表記となっております。

また、民生委員・児童委員や障害者相談員などという表記にし、事業 2 を表現させていただいているのですが、先ほど委員のお話にもあったとおり、などのところには、様々な主体が含まれております。しかし、包括支援センターはたらきが非常に大きな部分を占め、大きな役割を担っているということは、我々も十分理解しているところでありますので、項目の 2 つ目に地域包括支援センターというような格好で計画内に記載しております。表現の問題なのかもしれませんが、もう少しわかりやすくイメージが付きやすいような表現にできるかどうか検討させていただきたいと思っております。

推進体制のところになります、58 ページの多賀城市社会福祉協議会との連携による計画の推進に関してですが、社協さんとなかなか相談ができず、このような形でまとめてしまったのですが、もちろん、地域福祉の推進にあたっては、やはり社会福祉協議会との連携というのは当然、必要な取組ですし、かなり大きな部分を担って頂かなければなかなか達成できるものではないというふうに思っております。ここの部分の記載内容については、後ほどご相談させていただきたいと思っております。また、11 ページの計画の相関図ですが、その部分については、実は、最初の案では地域福祉活動計画も記載していたのですが、相談もなしに記載するのはいかがなものかということもありましたので割愛させていただいた背景がございました。こちらについても相談させていただき、記載する方向で検討させていただこうと思っております。

委員長

事務局ありがとうございます。その他ございますか。

委員

細々とした部分で意見があるのですが、地域包括支援センターの話ですが、例えば、9 ページの注釈 7 の地域包括支援センターの説明に関して、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されたという表記ですが、地域包括支援センターはそういった立ち位置の説明だけなのでしょうか。

事務局

この注釈に関しては、厚生労働省の表記を引用させていただいておりました。

委員

ベースにあるのは、介護保険法の分野だと思っておりました。多賀城市として、この注釈でいくというのであれば、厚生労働省の表記でもありますし、良いかなと思いますが、計画を見た人が、地域包括支援センターは何でも屋というように捉えられるのではないかなど若干、心配になりました。また、22 ページの 3 つ目の項目内の障害相談事業所についてですが、正式名称は障害者相談支援事業所が正式名称だと思いました。

計画の構成について申し上げますと、地域の取組事例が写真を織り交ぜながら所々に記載されているのは良いなと思いました。この計画が理念計画だということは承知の上で、申し上げますと、50 ページ、51 ページの表現の部分に関して、まず 50 ページの 2 段落目、また、長期間にわたるひきこもりや障害が疑われる人など、就労するにあたって段階的な支援が必要な人がいるため、その人に合った支援を適切に行うことが大切です。という部分についてですが、長期間にわたる引きこもりや障害が疑われる人がという表現が若干、気にはなっていました。そして、その後に就労するにあたってそういう人たちが就労しなきゃいけないのかなという気持ちになってしまう場合もあるような気がしました。就労するにあたって段階的な支援が必要な人がいるというのは間違いなことなので、ここの表現について再度検討したほうが良いかなと思いました。

また、51 ページについてですが、自立を支える生活就労支援ということで、市の主な取組の 1 番目の項目にある、自立相談支援窓口で様々な相談を受け止めるという表記ですが、自立相談支援窓口があらゆる相談の最初の窓口になるというイメージと思われる可能性があると感じました。

最後に、先ほど話があったとおり、地域福祉活動計画との関連性みたいなものが計画内に表記されると良いなと私も思っていたところでした。具体的に動いてくれるのは社会福祉協議会なのかなと思っておりましたので。

委員長

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局

まず、一点目としまして、9 ページの地域包括支援センターの解説の部分ですけれども、委員におっしゃっていただいたとおり、ベースとなっているのは、介護保険法の中で表記されている地域包括支援センターの立ち位置でありますけれども、最近では色々な相談が寄せられているということもあり、段々と機能の部分も拡大傾向にあるのではないかなとも思っております。この部分については、先ほど事務局から説明させていただきましたように、この用語の定義としては、厚生労働省で示している定義を引用しております。当然、

実際の多賀城市での取組もふまえる必要もあると思いますので、ここ表現については、実際に担当している介護福祉課と調整をしながら表現について検討したいと思います。

次に、22 ページについては適当な表現に改めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。続いて、50 ページでご指摘のあった部分については、確かに違う表現方法もあったのかなど改めて思ったところでもあります。かつては、引きこもりの方でも必ず就労しなきゃいけないという考え方が国の方でもあった記憶があるのですが、現在は、そういった考え方ではありませんので、今の時代の流れに沿った形で全体的な表現の見直しをさせていただければと思います。

51 ページの自立相談支援窓口も具体的な表現になってしまったのですが、やはり、全てを一箇所の窓口で受け止めるということではなく、色々な形で、関係する部分を受け止めていくという形で私たちも考えておりますので、ここも少し表現を見直しさせていただければ頂ければと思います。

最後に、2 人の委員からお話がありましたとおり、社会福祉協議会の取組についてもできる限り計画内に記載させていただきたいと思います。全体のイメージがつかめるように、計画の相関図や推進体制のところでは工夫をさせていただければと思います。

委員長

その他いかがでしょうか。

委員

計画全体において、生活困窮者自立支援事業の位置づけが、いかにも弱いというような印象を受けます。今回、SDG s の指標を 14 ページに総合計画との関連を考慮し位置づけているわけですが、SDG s の目標として貧困の解消が重要視され、目標に掲げられています。その分野については、多賀城市は PSC に委託しているわけですが、実施主体として、行政の責任というものはあると思いますので、仕組みについて図などを見ることで、利用者が多賀城市の生活困窮者自立支援はこういった仕組みになっているのかと理解できるように記載を計画内に盛り込む必要があるのではないかと思います。また、ご承知のように、生活困窮者自立支援事業の大きな目的の一つには、地域づくりということが位置づけられております。生活困窮者自立支援事業を通して、地域づくりを進めていくというようなことで、地域福祉計画の中でもかなり重要な施策になると思うわけですが、計画内にちりばめられて記載されている感じはありますが、少し記述が弱いと仕組みが見にくいというような印象を受けました。

また、生活困窮者自立支援事業の関係ですが、支援のネットワークという記載内容はよく出てくるわけですが、発見のネットワークという記述はほとんどなく、もしかしたら皆無なのかもしれません。発見のネットワークづくりというのを少し記述として計画内に入れないと、いくら支援するといっても、対象者を発見しないことにはなかなか支援につながっていかないということがありますので、まさに今の生活困窮者自立支援の部分について

では、困窮世帯はどう発見するかというところが非常に大きな肝の部分になっていきます。そういった意味でも我々、地域共生社会として、地域の皆様にもそういった世帯への気づきですとか、発見ということをお願いするために、色々なネットワークをこれから作っていかうとしているわけですので、発見のネットワークという記載について工夫していただければなと思いました。

最後に、58 ページの 3. 地域福祉計画の推進体制ですが、推進体制をいかに推進していくかについての内容ですが、組織の動きが見えてこないです。次ページの 59 ページに計画の検証というのが市民調査の結果をもとに行われるということになっておりますが、今、問題となっているのは、計画策定の後のフォローアップの部分のいかにして行っていくのかということになります。モニタリングをどうしていくのかというところが非常に重要と言われております。進行管理をどういう風に、どのような組織でやっていくのかということと計画内のどこかに位置づけないと、この計画の推進が担保されてこないのではないかなと思います。

委員長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

事務局

生活困窮者自立支援の部分の表現が弱いとのご指摘でしたが、生活困窮者の自立支援については、連動するような形で、総合計画の方にしっかり記述しているところでもありません。具体的に委員からお話のあった PSC についてですが、こちらは民間事業者なのですが、今までの取組としてはパートナーシップを重視しながら委託契約という形で実施しているところでありまして、計画の段階であまり具体的に民間事業者の名前を出すということは、憚られたということが事実としてあります。実際、これからの取組としては、新年度予算の市長査定などの各査定があり、その後、議会への提案が待っているわけですが、そういった中で、現在、自立支援事業に関して、少し事業の中身の組み換えをしているところでありました。要は、現在、国で謳っている所の任意事業についても、若干着手する形で担当部署の方で提案し、査定を受けている最中でありました。そういった背景もあり、なかなか、現時点では明確に記載しにくい部分もありました。そういった中には、アウトリーチ事業ということも当然、組み込んだ形で市の今後の取組として、来年度以降の取組として、提案しており、査定待ちといった状態となっております。確かに、今後の市の取組として、生活困窮者の自立支援という部分が非常に重大な課題になってくるということは承知しておりますので、その部分について、具体的にどうこうということを記載することは難しいかもしれませんが、何か少し目を引くような形で、計画内で表現できるかどうかということについて検討させていただきたいと思いました。

また、支援のネットワークの表記はあるけれども、発見のネットワークの表記が弱いのではないかとのご指摘をいただきましたが、54 ページの事業 2 身近な地域での総合的な

相談体制の充実内の主な取組の一つに、身近な地域における相談体制の充実というところで、アウトリーチ型相談機能拡充を図りますという部分で、発見のネットワークに係る部分の取組として捉えていただければと思っております。実際に、アウトリーチというものもなかなか難しいところがあり、民生委員・児童委員の皆様、地域の方々を見守っていただく中で、困っている方が発見されているでしょうし、また、地域包括支援センターへの相談によっても、そういった方が見つかるでしょうし、あるいは、多賀城市では前回は資料を提示させていただきましたように様々なネットワークがあり、その中でお困りの家庭の情報というのやはり入ってきますので、やはり、色々な形で市内に触手を伸ばすという表現だと変な言い方かもしれませんが色々な網を張っているというの一方では、事実だと思っております。そういった中で困っている方を発見していくというのが、発見のネットワークに繋がっていくものなのかなと思っております。ただ、これを今後さらに有機的にと言いますか、さらに発展させていくような形で組み立てていくのが、この第4期計画の期間中にやってかなきゃいけないことであるなと考えております。

58 ページの推進体制についての記載で、確かにフォローアップであるとかモニタリングという部分については、ご指摘のあったように、必要な部分だと認識しております。この地域福祉計画のつくりそのものからすると、総合計画をオーバーラップする部分が多岐にわたる計画ということになります。性格上、そういうような作りになっているのですけれども、総合計画の方でもやはり同じような推進体制を組んで、計画の進捗管理をきちんと行なっているところであります。そういったものに習った形でこちらの計画も同様の格好で何かフォローアップをし、モニタリングの仕組みというものを考えていきたいというように思います。可能であれば、地域福祉計画の中にポイントを盛り込むような形で検討させていただきます。

委員

委員がおっしゃっていた件ですけれども、生活困窮者の発見というものは、非常に大事なことであり、町内会でその件について集まってちょっとしたミーティングをしました。町内会長、民生委員・児童委員、包括支援センターを交えてミーティングを行いました。うちの地区は約4000人近く居住者がいることもあり、数字的に見ると、やはり生活困窮者が地区内に把握している人数以上にいてもおかしくないのではないかと考えております。我々もはっきりとこの人だろうと把握していない現状があり、なかなか支援することが難しい状況であります。発見のネットワークは非常に大事な部分であると思っておりますので、是非計画内でも重きを置いていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

委員長

事務局よろしいでしょうか。

事務局

委員がおっしゃたように、なかなか発見するのが難しい状況であり、行政で保持する台帳等でわかるものでもありませんし、やはり地域の方々が普段、生活している中でちょっと気になった方を市の方に情報提供していただき、相談につなげていただくということが非常に大切になってくるのだらうと思っております。そういった中で、行政区長制度が廃止になり、自治会町内会さんとの連携ということは新しい形として構築しなきゃいけないということが非常に大きな課題だと思っております。これについては、市ですと地域コミュニティ課の方で、今、自治会町内会さんとの関係の構築に取り組んでおり、あとは、事務局は社会福祉協議会の方でお引き受けいただけるという話となっておりますので、連携といった部分も大切にしたいと思っております。実際、生活困窮者に関しての事務を市で直接担当しているのが生活支援課ですけれども、生活支援課の方でも同様の問題意識を持っておりまして、それについても町内会長さんや、民生委員・児童委員さんとの連携を大切にしなきゃいけないという認識でございましたので、これについては保健福祉部内でも庁内でも、しっかりと取り扱っていきたいと思っております。

委員長

その他、いかがでしょうか。

委員

52 ページについてですが、保健・医療・福祉サービスの充実とあります。市の取組の記載は、福祉サービスの質の向上や福祉サービス事業者等への支援であって、保険と医療サービスの分については記載しないのですか。中身が難しいのは重々承知の上で申し上げますが、タイトルと中身の整合性がとれていないように思います。以前からずっと、介護現場と医療現場とのギャップがあり、非常に介護現場が困っている。そこをなんとか行政が橋渡し役をしなくてははいけないだろうと言われており、医師会等との関係性について、市がいかに関行政の役割として関わっていくのかというところを記載しても良いのかなと思いました。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

確かにご指摘のとおり、この保健・医療・福祉サービスの充実の内容は薄い感じがいたします。ただ、この計画の作り方からすると、地域福祉計画の性格上、先ほどもご説明させていただきましたが、全体からしますと個別の行政分野について包含する形で定める計画になっております。実際のところ、例えば、介護保険関係になりますと、個別計画を定めており、それぞれの分野の具体的などころに関しては、個別計画に委ねているところもあり、地域福祉計画内においては、内容が薄くなってしまっているという背景がございます。

した。しかしながら、地域福祉計画は個別計画の上位計画にあたるということもありますので、内容について不足する部分については、補いながら表現できそうな部分については、検討させていただきたいと思います。

委員長

その他意見等ないようでしたら、修正案について、今、様々な意見がありましたので、一部検討または修正の上、今回の修正案の内容について了承するというところでよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

委員長

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

ここで10分程休憩を挟みたいと思います。よろしく願いいたします。

議事 (2) 多賀城市障害者福祉計画等 (案) について

委員長

それでは次第の3、議事の(2)「多賀城市障害者福祉計画等(案)」にはいります。事務局から説明をお願いします。

*****事務局から説明*****

事務局

それでは、多賀城市障害者計画等の案について説明させていただきます。まず、説明を始める前に資料の訂正をお願いします。資料4の項目2、「計画の概要について」の修正後の欄をご覧ください。「このたび令和3年度をもって」と記載がありますが、「令和2年度」の誤りです。申し訳ありませんが3年から2年へ修正をお願いします。それでは説明を始めます。

前回の委員会において、委員の皆様からいただいたご意見と、ご協力いただきましたアンケートの内容を踏まえ、計画案を修正いたしましたので、説明させていただきます。すでにアンケート結果と計画への反映内容については、委員の皆様へ、今回の会議の開催通知と一緒に送っておりますが、本日はあらためて計画案を修正した部分について、ご説明いたします。それでは、お手元にお配りしました、資料4の「多賀城市障害者計画等(案)の修正内容について」をご覧ください。今回のアンケートでは、計画全体の校正や文章について、ややわかりにくいと言ったご意見や、計画の量についてもやや多いと言う

ご意見がありましたので、資料 4 の項目 1 にありますように、障害者計画と障害福祉計画の共通する部分の一つにまとめるなどし、全体的にボリュームを抑えました。またわかりやすい文章表現に努めるなど、文章の細部も修正しています。修正前をご覧ください。前回の委員会でお示した案では、障害者計画と障害福祉計画を合体した形で、それぞれの計画の第 1 章「計画の概要」から、最後のまとめとなる「計画の推進にむけて」までをそれぞれ記載しておりました。修正後をご覧ください。今回の案では、計画の概要部分と、最後の「計画の推進に向けて」をまとめて記載し、全体的に計画書のスリム化を図りました。

続きまして、修正点の 2 点目です。いただいたアンケートの中に、市長の公約で挙げられている、障害福祉施策に関する表現を取り入れてはどうか、とのご意見をいただきました。資料 3 の計画書、6 ページをご覧ください。計画策定の趣旨と背景についてです。前回の委員会でお示した素案より、文書表現を全体的に見直し、よりわかりやすい表現にブラッシュアップしております。下から 4 行目をご覧ください。下から 4 行目からの文章の中に、市長の公約の中に示されておりました「障害を抱える方々の地域における自立した生活を支援する」という文言を取り入れました。

最後に修正点 3 点目です。資料 4 に戻っていただきまして、裏面の項目 3 をご覧ください。こちらは、資料 3 の計画案の 84 ページを抜粋したものになっております。成果目標 2 の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の部分に、「精神障害とはどのようなものがあるのか説明してはどうか」というご意見をいただきました。修正後の欄をご覧ください。成果目標 2 の説明文の下に、精神障害者の定義として、精神保健及び精神障害福祉に関する法律の第 5 条を引用し記載しました。精神障害者の定義として「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と、説明書きを追加しております。

大きい修正点は以上の 3 点になりますが、他にも、文章表現の修正や写真等のデータを最新のものに差し替えるなど、全体的にもブラッシュアップさせています。計画書全体を見直し、軽微な修正をしておりますが、計画の方向性や記載した内容そのものに、大きな変更は行っておりませんので、詳細な説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

委員長

ただいま、事務局から説明がありました。これらについて委員の皆様からご質問やご意見などございましたら、お願いします。

委員

1 点提案ですが、今の説明にありました 6 ページの主旨と背景の修正後の部分です。修正して障害を抱える方々の地域での自立した生活を支援するためというところですけども、ため、ためというふうに続きますので、地域自立生活への実現に向けてのように、一般的

にも地域自立生活支援というのはよく使われている専門用語でありますので、そういう形で実現に向けてとする方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局

貴重な意見をいただきありがとうございます。そのように改めていきたいと思えます。

委員

84 ページの精神障害者の定義が載っているのですけれども、前回の委員会を踏まえた上でこのように載せるということにしたのでしょうか。精神障害について、内容を理解するのが難しいという話であったと記憶していますが、例えば、このように法律を載せて、全く精神障害関係について理解していない人が見て、病名がついている人が皆、精神障害者なのだと思われてしまう。法律的にはこういった内容なのだと思いますが、地域で生活していて、この内容を理解していない人が見ると、少々どうなのかなと思います。計画を読んでいて、もやもやした内容でした。

また、52 ページに福祉的就労の場の確保というような項目があって、主な施策に福祉的就労の利用促進とあるのですが、一つ目の定着支援、離職後の支援と書いてあります。これは福祉的就労の利用促進に当たるのかなとふと思いました。捉えようによっては言えないこともないのでしょうけれど。質問というか、感想というか…。以上です。

委員長

事務局いかがでしょうか。84 ページの精神障害者の定義については、他の委員さんからも意見をいただいたほうがよいのかもしれないですね。

事務局

84 ページの法律を引用した経緯としては、実は、当初、この部分の解説を私たちの言葉で入れようかと検討していました。ところが、なかなか上手く表現できず、かえって変な誤解を生むのではないかということがあったものですから、わかりにくい言葉が出てきますけれども、法律で定められた内容でしっかりと示しておこうということになったところでした。ただし、委員がおっしゃるように、内容について少々どうだろうかということもありますので、ぜひ委員の皆様のご意見をお伺いした上で、このままにするのか、あるいは工夫をするのか、あるいはなくしてしまうのか、といった部分について検討させていただきたいと思えます。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

委員

法律は入れたほうがいいですね。このままでいいと思います。

委員長

他に意見ございませんか。事務局でも色々と検討してみたけれども、かえって誤解を生むようなことになってしまうのではないかとということもあり、法律の定義をそのまま入れたということです。委員からもこのまま法律を載せていいのではないかと意見もいただきましたが、他に意見ありますでしょうか。特にないようでしたら、事務局案ということで、このままにさせていただきたいと思います。続いて、事務局、52ページの説明をお願いします。

事務局

52ページの福祉的就労の利用促進の部分では、定着支援という単語だけだと誤解を招いてしまうのだなと、意見をいただいて思いました。定着支援は福祉サービス名であり、平成30年度からスタートしたこともあって、就労定着支援や、離職後また福祉の就労継続支援につながる方もいると思いましたので、この辺の表記を少し正式名称で書いたほうがわかるのかなと気づかせていただきました。バランスを見て修正していきたいと思います。

委員長

委員よろしいでしょうか。

委員

先ほどの（精神障害者の定義）件について、委員に意見を募るということですが、法律の表現に加筆するというのではなく、ちょっと表現内容を考えてみたほうがいいのではないかと趣旨です。このままでということであれば、このままでもいいとは思いますが、ただし精神障害の歴史などを考えた際に、そういうものを乗り越えて地域包括ケアシステムを包括していこうという取り組む時に、きついのではないかなと。この理解がどれだけ市民に浸透しているのかなとことを考えた時に、ちょっとこの記載内容ですと怖いなと思いました。ここで精神障害者は、あぶりだして排除するっていう流れはSDGsの流れではないと思います。そういう風にならないとは思いますが、この書き方が、少々気になるということで意見させていただきました。

委員長

本件についてはもう一度、事務局と検討させていただきます。その他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、ただいま2件ほど委員意見がありました。修正内容について一部検討または修正の上、了承するというところでよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、多賀城市障害者福祉計画案についての議事について終了させていただきますが、全体として何かございましたらお願いします。

委員

計画の策定にあたり、事務局の皆様お疲れ様でございます。委員意見を取り入れ、修正いただきありがとうございました。この地域福祉計画が4月より施行されると思いますが、本日の委員意見にもあった、推進体制をどうするかについてですが、自助・共助・公助とこれから進めていくためにも、様々な年代に知ってもらうことが必要だと思います。是非、小学生や中学生といった学生年代の方々にも何らかの形で、地域福祉計画という市で策定した計画があり、内容はこうなっていますという紹介をするのが良いなと思います。是非、御検討いただければと思います。

委員

まず、本日の資料を見て感じましたのは、前回委員会時よりだいぶ見やすい計画になったなと思いました。色々な修正が加わり、目に入りやすい、読みやすい計画になったなと思います。他の委員からも意見があったとおり、今後、計画内容をいかに市民の皆様に浸透させていくかが非常に重要なポイントだと思います。計画策定後にはぜひ取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。

委員長

皆様から貴重な意見をいただくことができました。ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の議事について終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

委員長

ありがとうございます。それでは、本日の議事を終了いたします。事務局にお返しいたします。

4 事務局から連絡事項、5 閉会

事務局

委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

それではこれより事務局からの連絡事項に入ります。1点目といたしまして、本日、いただいた意見につきましては、内容に応じて、修正等計画に反映させていただきます。その内容については、今後の日程の都合上、委員長確認とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目といたしまして、今後のスケジュールについてですが、今月18日に庁内の行政経営会議に、今日いただいた意見を反映させたものを、中間案として付議いたします。行政経営会議にて承認の後、今月中にパブリックコメントを実施したいと考えております。その後、2月中旬から3月上旬にかけて、再度、策定委員会を開催させていただきまして、パブリックコメント等の意見を反映したものについて、意見を頂戴したいと思います。その後、次回委員会の後、3月22日に再度、行政経営会議に付議いたしまして、計画策定という流れでございます。次回委員会日程については、改めて調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、策定した計画については、再度委員会を開催するもしくは、委員の皆様へ郵送等させていただく予定ですので、ご了承ください。

以上をもちまして、第3回多賀城市地域福祉計画等策定委員会を終了いたします。ご多忙のところ、ご参加頂きまして、誠にありがとうございました。